

ソフトバンクでんき for Biz
個 別 契 約 条 項

[高圧・特別高圧 完全市場連動プラン]

ソフトバンクでんき (Powered by SBパワー)

令和 8 年 10 月 1 日 実施

S B パ ワ ー 株 式 会 社

個別契約条項〔完全市場連動プラン〕

1 適 用

この個別契約条項は、電気需給約款 1（適用）(2)に定める地域に適用いたします。

2 料 金

料金は、常時契約の基本料金、常時契約の電力量料金、予備契約等の料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時契約の基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、常時契約の電力量料金は、別表 1（完全市場連動額）によって算定された完全市場連動額を加えたものといたします。

(1) 常時契約の基本料金

常時契約の基本料金は、1 月につき、常時契約の契約電力と別に定める常時契約の基本料金単価によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備契約等によって電気を使用した場合を除きます。）の常時契約の基本料金は、半額といたします。

(2) 常時契約の電力量料金

常時契約の電力量料金は、電力量料金に、別表 1（完全市場連動）(1)ニによって算定された完全市場連動額を加えたものといたします。

(3) 常時契約の力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。なお、平均力率は、託送供給等約款に定めるところにより算定された値といたします。

ロ 常時契約の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、常時契約の基本料金を 1 パーセント割引し、常時契約の力率が 85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、常時契約の基本料金を 1 パーセント割増しといたします。

3 自家発補給電力等

(1) 対象となるお客さま

当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合を対象といたします。また、供給電圧が高圧の場合は自家発補給電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧自家発補給電力をそれぞれ適用いたします。

(2) 契 約 電 力

自家発補給電力等の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 自家発補給電力等の料金

自家発補給電力等の料金は、自家発補給電力等の基本料金、自家発補給電力等の電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、自家発補給電力等の基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、自家発補給電力等の電力量料金は、別表 1（完全市場連動額）によって算定された完全市場連動額を加えたものといたします。

イ 自家発補給電力等の基本料金

自家発補給電力等の基本料金は、別に定める自家発補給電力等の基本料金単価と自家発補給電力等の契約電力および自家発補給電力等の使用実績により算定いたします。なお、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

ロ 自家発補給電力等の電力量料金

自家発補給電力等の電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季

に使用された電力量には自家発補給電力等の夏季電力量料金単価を、その他季に使用された電力量には自家発補給電力等のその他季電力量料金単価をそれぞれ適用いたします。また、自家発補給電力等の電力量料金単価は、定期検査または定期補修による場合もしくはそれ以外の事故等の場合に応じて定めます。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、常時契約に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力等の使用

お客さまが自家発補給電力等を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、常時契約と同一計量する場合で、電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）ロ（契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制契約））によって契約電力が決定されるお客さまのその 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力をこえないときは、自家発補給電力等を使用されなかったものとみなします。

ホ 常時契約と同一計量される場合の最大需要電力

常時契約と同一計量される場合で、自家発補給電力等を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

- (イ) 常時契約の契約電力を電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）イ（高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上となる時、または特別高圧で供給する場合（協議契約））によって定めるお客さまの場合で、その 1 月の 30 分ごとの需要電力の最大値が常時契約の契約電力と自家発補給電力等の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力等の超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時契約の契約電力と自家発補給電力等との契約電力の比であん分してえた値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

- (ロ) 常時契約の契約電力を電気需給約款 15（常時契約の契約電力、契約受電電力および契約負荷設備）ロ（契約電力が 500 キロワット未満となる時（実量制契約））によって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力等の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値を、その 1 月の最大需要電力とみなします。

ヘ 常時契約と同一計量される場合の使用電力量

- (イ) 使用電力量は、自家発補給電力等の供給時間中に計量された使用電力量から、「基準の電力」に自家発補給電力等の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実績に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力等の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の(1)、(2)または(3)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(1)、(2)または(3)に準じて決定いたします。

- | |
|--|
| (1) 自家発補給電力等の使用の前月または前年同月における常時契約の平均電力 |
| (2) 自家発補給電力等の使用の前 3 月間における常時契約の平均電力 |
| (3) 自家発補給電力等の使用の前 3 日間における常時契約の平均電力 |

- (ロ) 使用電力量の区分

自家発補給電力等の使用電力量は、原則として自家発補給電力等の最大需要電力に自家発補給電力等の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

- (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期および冬期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまから当社または媒介者へ文書による申し出をもとに、お客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めるものといたします。

また、その実施の時期を変更される場合には、原則としてその 1 月前までにお客さまから当社または媒介者へ文書による申し出をもとに、お客さまと当社との協議によって再度確認

するものいたします。

なお、当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

- (ロ) お客さまは、当社または媒介者からの要請に応じて、電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (ハ) 当社は、自家発補給電力等の使用電力量の算定その他必要な事項に関し、原則として協定書を作成いたします。

4 予備電力および特別高圧予備電力

(1) 対象となるお客さま

当社が常時契約により電気を供給しているお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合を対象といたします。なお、供給電圧が高圧の場合は予備電力を、供給電圧が特別高圧の場合は特別高圧予備電力をそれぞれ適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合、もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合、もしくは常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 予備電力または特別高圧予備電力の契約電力

予備電力または特別高圧予備電力（以下、総称して「予備電力等」といいます。）の契約電力は、常時契約の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時契約の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに予備電力等の契約電力は、予備電力等によって使用される負荷設備および受電設備の内容、または予想される最大需要電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 予備電力等の料金

予備電力等の料金は、予備電力等の基本料金、予備電力等の電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、予備電力等の電力量料金は、常時契約の電力量料金に、別表 1（完全市場連動額）(1)によって算定された完全市場連動額を加えたものいたします。

イ 予備電力等の基本料金

予備電力等の基本料金は、予備電力等の電気の使用の有無にかかわらず、予備電力等の契約電力に、別に定める予備電力等の基本料金単価（予備線または予備電源）を乗じてえた金額といたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の契約電力は、予備電力等の基本料金の算定上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものいたします。

ロ 予備電力等の電力量料金

予備電力等の電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、お客さまの常時契約の該当料金を適用いたします。ただし、常時契約と異なった電圧で供給を受ける場合には、予備電力等の使用電力量は、予備電力等の電力量料金の算定上、常時契約の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものいたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

予備電力等は、力率割引および割増しをいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力等によって使用した電気は、原則として常時契約によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、常時契約に準ずるものいたします。

5 需給契約の廃止

電気需給約款 42（需給契約の廃止）(1)の廃止期日は、原則として次のとおりいたします。

- ・廃止希望日の1月前まで

6 期 中 解 約 金

電気需給約款 44（期中解約金）の定めにかかわらず、期中解約金は請求いたしません。

別 表

1 完全市場連動額

(1) 完全市場連動額の算定

イ 完全市場連動単価

完全市場連動単価は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）の 30 分ごとの各エリアのスポット市場価格（税抜）（以下「エリアプライス」といいます。）に基づき、次の算式によって算定されます。なお、参照するスポット市場価格は、JEPX が公開するスポット市場の約定価格（税抜）に消費税相当額を加えたものといたします。ただし、これによりがたい場合は、当社が決定した値といたします。

完全市場連動単価	＝	$\frac{\text{エリアプライス} + \text{手数料}}{1 - \text{エリア損失率}}$
----------	---	---

ロ 手数料

JEPX が取引規程細則に基づき公表する翌日取引における売買手数料のうち、定額制でない単価に相当する値（税抜）に消費税相当額を乗じたものといたします。

ハ エリア損失率

各エリアの一般送配電事業者が定める託送供給等約款の損失率に基づき、高圧および特別高圧のそれぞれの損失率を適用いたします。

ニ 完全市場連動額

完全市場連動額は、30 分ごとの使用電力量にイによって算定されたその時間帯の完全市場連動単価を適用して算定した値の、電気需給約款 19（料金の算定期間）に定める期間における総和といたします。ただし、算定期間のうち、算定期間の初日から前月の末日までの期間または当月の 1 日から算定期間の末日までの期間の使用電力量が 1kWh 未満の場合、当該 1kWh 未満の期間においては、完全市場連動額は請求いたしません。

(2) エリアプライスのお知らせ

当社は、エリアプライスを当社のホームページ等を通じてお知らせいたします。これによりがたい場合は、当社が適当と判断した方法によりあらためてお知らせいたします。

令和 8 年 10 月 1 日



東京都港区海岸一丁目7番1号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕